



IP NEWS

2006年第9号(通巻56号) 2006年9月発行

上半期の最高人民法院における知的財産再審事件が60%増加

外国企業が中国の知的財産権保護を称賛する

米国企業による商標権侵害提訴が退けられる

珠海炬力が再びITCの有利な仮決定を得る

海賊版の取締りによって、コンピュータへのソフトウェアの違法プレインストールが手入れを受ける

2006年上半期に摘発された海賊版は1万2000余件

上半期の最高人民法院における知的財産再審事件が60%増加

国知網 2006-8-8

2006年上半期、最高人民法院知的財産裁判廷が受理した第二審事件は5件で、昨年同時期と比べて37.5%減少したが、経伺事件の受理は10件で、昨年同時期と比べて4.1%増加しており、受理された再審請求事件は40件で、昨年同時期と比べて60%も増加した。

これらの数字は、最高人民法院の審級管轄に関する規定による指導の下、各地の高級人民法院で、第一審事件を受理する訴額が制限され、知的財産事件の紛争額に限りがあることも反映している。

最高人民法院が立件し、審理、処分した各地の人民法院からの経伺事件は、いずれも法律の適用において争いが発生した事案であって、また、普遍性を帯びているものである。知的財産事件に関する新たな問題が後を絶たないにもかかわらず、法律法規の制定が停滞しているため、最高人民法院は、重要、困難な法律の適用の問題について司法解釈を制定しなければならず、また、法律により司法解釈を制定しようとしているが、問題を解釈するにあたっての重要な法源が、これらの経伺事

件である。

知的財産事件の受案件数の増加に伴って、各地の高級人民法院が下した終審判決と再審請求棄却・却下の通知を不服とする事案もいくらか増加している。最高人民法院は、法律により当事者の再審請求を審査することによって、問題を発見して、正当な判決を維持し、誤判事件を是正しており、また、再審事件の裁判によって全国の知的財産裁判に対する監督指導を行っている。

註：「経伺事件」 ... 中国語原語は「請示案件」。中国においては、日本をはじめ諸外国で保障されている「裁判官の独立」がなく、裁判権の集団的行使が定められているため存在する中国特有の制度。重要又は困難な事案については、担当裁判官のほか、院長、廷長、裁判委員会が重疊的に判決形成に加わり、さらに上級人民法院は下級人民法院の裁判活動を監督することができる「裁判監督制度」が設けられている（ ）ことから、下級人民法院は、重要又は困難な事案に関する判断について、上級人民法院の指示を求めることができる、とされている。

中華人民共和国憲法第 127 条第 2 項 最高人民法院は、地方各級人民法院及び専門人民法院の裁判活動を監督し、また、上級人民法院は、下級人民法院の裁判活動を監督する。



外国企業が中国の知的財産権保護を称賛する

知識産権報電 2006-8-15

最近、日本株式会社シマノの関係担当者は、寧波の某機械工場が原告の意匠特許権を侵害した事件について終審での勝訴判決が下されたことを知り、中国政府が知的財産権力をさらに強化したことで、権利者の適法な権利利益が十分な保護を受けられるようになったことを感じた、と中国でコメントした。

シマノ社は、有名な自転車パーツ生産メーカーで、製品の製造者でもあり、また、技術の研究開発者でもあって、既に 1200 件近い中国特許を保有している。

2005 年 7 月 4 日、シマノ社は、同社の第 02304117.X 号中国意匠特許権を侵害したことを理由として、寧波の某公司を天津市第一中級人民法院に提訴した。天津市第一中級人民法院は、2005 年 12 月 15 日、判決で寧波の某公司に対して、侵害製品の販売を直ちに停止した上、経済的損害正 5 万人民元をシマノ社に賠償し、人民法院の訴訟費用の一部を負担すべき旨を命令したが、寧波の某公司是、第一審判決を不服として、天津市高級人民法院に上訴していた。しかし、2006 年 5 月 22 日、天津市高級人民法院から、同事案について、上訴請求を棄却し、原判決を維持する終審判決が下されたことによって、シマノ社は、最終的に本件で勝訴を勝ち取った。





米国企業による商標権侵害提訴が退けられる

知識産権報電 2006-8-18

アメリカン・オート・アクセサリーズ本社は、商標権侵害を理由として、北京三愛鋭星汽車配件有限公司を人民法院に訴え、権利侵害の停止と損害賠償を被告に請求し、かつ、人民法院に対しては、本件商標を著名商標と認定するよう請求した。先日、北京市第二中級人民法院は、第一審でアメリカン・オート・アクセサリーズ本社の訴訟上の請求を棄却していた。

判っているところによれば、1999年6月1日、アメリカン・オート・アクセサリーズ本社は、北京三愛鋭星汽車配件有限公司に、American Auto Accessories, Inc. と 3 A R a c i n g の名称及び商標を使用して中国関係業務を取り扱う全権を委任していた。アメリカン・オート・アクセサリーズ本社は、2002年1月1日、指定商品を自動車の附属品等、商標権存続期間を10年として、米国特許商標庁から「3 A R A C I N G」商標の登録を受けていた。

原告の主張は次のとおり。2003年9月1日から、原告が被告への委任を解除した後も、被告は、委任解除通知を無視し、本件商標の使用をなおかつ継続して大量の自動車用品を生産し、さらに、北京家樂福〔カルフル〕商業有限公司等の各大規模スーパーマーケット及び自動車用品店を介して販売していた。被告の関係製品に著しい品質の問題が存在していることは、原告の営業上の信用を極めて大きく損ない、中国市場において劣悪な影響を生じさせているから、原告としては、遂に同公司を人民法院に訴えるに及んだ次第である。

これに対し、被告の答弁は次のとおり。被告は、1999年6月1日から、無期限無条件での本件商標の使用に係る原告の全権委任を受けており、委任解除通知を受け取ったこともないから、侵害行為は存在し得ない。また、原告の法定代表者は、2003年から2005年に被告の法定代表者が変更されるまでの間、被告の法定代表者も同時に兼任している。

人民法院は、審理した結果、次のとおり認定した。中国と米国はともに『パリ条約』の同盟国であり、同条約及びわが中国の関係法律の規定によれば、原告は、その本件商標に基づいて、中国の管轄権を有する人民法院に係る訴訟上の主張を提出することができる。しかしながら、現存する証拠によれば、原告の本件商標が中国市場において使用された時期は、被告が成立した後であり、被告は原告の中国における支社である。原告は、本件商標が中国において著名商標となっていることを証明する十分な証拠を提出することができなかったから、同社の関係する訴訟上の請求は、支持できないものである。明らかになった事実によれば、被告は、本



件商標及び他の標識の使用について適法な授権を受けており、原告は2003年に委任解除通知を発送したと主張しているが、被告は認めておらず、原告にも被告が同通知を受け取ったことを証明する証拠がないから、原告が交付した委任状に基づき、被告は、本件商標を使用する権利を有する。原告は、被告が本件商標を付した侵害製品を生産、販売したと糾弾し、同会社に相当の法的責任を負うことを請求しているが、それらは事実及び法律の根拠を欠いたものであるから、人民法院としては、これを支持することはできない。よって、人民法院は、原告の訴訟上の請求を棄却する

珠海炬力が再びITCの有利な仮決定を得る

知識産権報電 2006-8-15

中国知識産権報が注目していた珠海炬力と米国シグマテル (SigmaTel) 社の米国国際貿易委員会 (ITC) における係争に、またも新たな進展が見られた。ITCにより仲裁結果の公表が延期された後、第6366522号特許が侵害されているか否かが行政判事により改めて審議された事件で、珠海炬力は、再び有利な仮決定を勝ち取った。

記者が珠海炬力集成电路設計有限公司から知ったところでは、同会社は、8月3日にITCから、珠海炬力の米国におけるデジタル再生装置チップが権利侵害したと主張してシグマテル社が訴えを提起した旨の最新通知を受けていたが、判事によって改めて審理がされて、新たな仮決定が下され、炬力が現有のファームウェア952436を使用している製品は、相手方の特許権に対する侵害であり得ないとされた。

情報によれば、ITCは、仲裁結果を公表することが本来定められていた6月19日に延期通知を送達し、バージョンナンバーを952436とするファームウェアを使用していることが第6366522号特許を侵害しているか否かについて再度裁決をするため、調査資料の一部を行政判事に差し戻す決定をしていた。珠海炬力の最高経営責任者 (CEO) ・葉南宏氏は、次のように語った。「今回の仮決定によって、炬力が知的財産権を一貫して非常に重視していることが再び証明されたことで、顧客はさらに安心して炬力の製品を使用することができるだろう」。また、記者が珠海炬力公共関係部の担当者筋から聞いたところによれば、炬力が新たに登場させた7500シリーズ製品は、予定どおり8月に続々と発売され、一世代を更新した13シリーズ製品も年末には登場するという。7500シリーズ製品は、欧州市場と米国市場をそのままターゲットとしたもので、現在、既に顧客の積極的な反響を得ているところである。



註：「公共関係部」 ... 中国企業に存在する部署。マスコミはどのように扱う、税務署や公安にはどのように対応するかというように、外部との接触を専門的に業務とする。



海賊版の取締りによって、コンピュータへのソフトウェアの違法プレインストールが手入れを受ける

四川日報 2006-8-11

報道によれば、8月7日に成都で開催された全国ソフトウェア・ネットワーク著作権法執行業務会議で、8月末までが期限と定められていた、コンピュータソフトウェアの違法プレインストールを取り締まるための特別整備活動を、9月中旬に終了するまで延長することが決定された。全国21都市の60の電気デパート（ハイパーマーケット）が今回の行動の重点とされ、その中には、成都の国美電器、蘇寧電器と永楽家電が重点範囲に含まれている。国家版權局の関係担当者の説明によれば、ソフトウェアの違法プレインストールで比較的好く見られることは、OSソフトウェアをプレインストールし、オフィスソフトウェア、ワクチンソフトといくつかのユーザーにとって必要な他のある種の専門ソフトウェアを無断でインストールすることである。著作権法とコンピュータソフトウェア保護条例の規定によれば、許諾を得ていないプレインストールは、違法な複製行為である。情報によれば、今年の著作権に関する監督管理と取締りの重点には、主に、コンピュータソフトウェアのプレインストールの領域の取締り、企業に対する正規版ソフトウェア使用の推進業務と、ネットワークにおける海賊版の取締活動の展開を浸透させることの三点が含まれている。国家版權局では、さらに9月末にも、ネットワークにおける海賊版を集中して取り締まる特別行動が開始される。



2006年上半期に摘発された海賊版は1万2000余件

中新網 2006-8-29

8月28日に開催された「2006年北京国際出版シンポジウム」で中国新聞出版総署副署長・于永湛氏が話したところでは、2006年上半期に展開された出版物市場取締行動において、各級政府部門が立件し、摘発した各種海賊版事件は、合計1万2000件にも及び、没収した各種違法出版物は、合計5553万8000件にも上った。

没収された各種違法出版物のうち、海賊版の録音録画製品は3356万件、海賊版の教材、補助教本は361万1000件、海賊版のコンピュータソフトウェア及び電子出



出版物は370万3000件、密輸CD-ROMは305万枚である。さらに、処罰された規定違反の出版物露店は2万2000箇所、取り締まられ、閉鎖された違法な出版物露店は1万5000箇所、取り締まられ、閉鎖された違法印刷企業は743社であった。摘発された違法CD-ROMの生産ラインは6本で、中国国内で摘発された違法CD-ROMの生産ラインの総数は、累計で223本にも達するとのことである。

于永湛氏によれば、2006年初頭に全国範囲で展開された規定違反のCD-ROM複製企業を摘発する特別行動によって、合わせて18の省・自治区・直轄市にも及び48社のCD-ROM複製企業が調査された。鋭意検査がされた結果、規定違反の複製行為が確かに存在した14社のCD-ROM複製企業に対しては、法律に基づいて行政処罰が下され、そのうち、6社の企業が複製営業許可証を剥奪され、8社のCD-ROM複製企業が営業停止、綱紀肅正を命じられている。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大廈A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

